

## 国における主な取組

### 柱1 住居・就労の確保等による社会の居場所づくり

- 検察庁における福祉的支援が必要な起訴猶予者等に対する支援（入口支援）

検察庁では、矯正施設に入所するに至る前の段階で、高齢又は障害のある起訴猶予者等の身柄釈放時に福祉サービスの利用等につなげる取組（入口支援）を行っている。また、この入口支援を充実するため、検察庁における社会復帰支援を担当する検察事務官や社会福祉士の配置の充実や、保護観察所における福祉的支援や更生緊急保護を担当する保護観察官の配置の充実等の実施体制の確保を進めている。
- 保護観察所における帰住先確保に向けた取組（生活環境の調整）

受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所では、保護観察官や保護司が引受人と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整している（生活環境の調整）。また、この生活環境の調整を充実するため、地方更生保護委員会では、矯正施設収容後の早期の段階から帰住先に関する調査を行うなどして適切な帰住先を迅速に確保するための取組を進めている。
- 更生保護施設・自立準備ホームによる一時的な住居の確保  
保護観察所では、直ちに自立することが難しい刑務所出所者等を更生保護施設で受け入れて一時的な住居を確保するとともに、就職援助、生活指導等を行って円滑な社会復帰を支援している。また、更生保護施設のうち一部を、高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設や、薬物依存からの回復を支援する薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、その受入れ及び処遇機能の充実を図っている。また、多様な居場所を確保する方策として、宿泊場所や食事の提供、生活指導を、あらかじめ登録された民間法人・団体に委託し実施している。（「自立準備ホーム」）
- 刑事施設における特別改善指導（就労支援指導）の実施  
刑事施設では、受刑者に対して、特別改善指導として、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、就職面接の練習など出所後の就労に向けての取組を具体化させる就労支援指導を実施している。
- 刑事施設における職業訓練等の実施  
刑事施設では、刑務作業の一つとして、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、職業訓練を実施している。また、矯正施設職員に対する研修の充実等による実施体制の強化や、受刑者等に矯正施設の外で職場体験を実施させたり、協力雇用主等を訪問させたりする取組を進めている。

○ 矯正施設における就労支援スタッフの配置

矯正施設では、非常勤職員として就労支援スタッフを配置し、受刑者等に対する就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントやキャリアカウンセリングの実施、ハローワークや企業との連絡調整を行っている。また、就労支援スタッフに加え常勤職員として就労支援専門官を配置するなど、就労支援体制の更なる充実を図っている。

○ 刑事施設におけるハローワーク職員の駐在等

刑事施設では、相談員として駐在しているハローワーク職員により、受刑者に対する職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から濃密な支援を実施している。また、矯正施設では、刑務所出所者等の雇用を希望する事業者を招き、採用面接等を行う「就労支援説明会」の開催等の取組を進めている。

○ 法務省におけるコレワークの取組

全国8箇所に設置した矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）では、受刑者等の帰住先や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者に対して、ニーズに適合する者を収容する矯正施設を紹介し、採用手続きをサポートする等の支援を行っている。

○ 保護観察所における更生保護就労支援事業の実施

保護観察所では、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する就労支援事業所に委託して、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、協力雇用主の開拓を進めている。

○ 法務省における協力雇用主に対する支援

法務省では、刑務所出所者等就労奨励金制度や身元保証制度の活用、協力雇用主に対する助言など、犯罪をした者等を雇用する協力雇用主の負担や不安を軽減する取組を実施している。また、保護観察所では、フォローアップとして、必要に応じ保護観察官が協力雇用主のもとを訪問するなどし、保護観察対象者等の就業状況を把握するとともに、協力雇用主の相談等に応じている。

○ 少年鑑別所における地域援助の実施

少年鑑別所では、就職した支援対象者及び雇用主等に対する心理的支援を行うなど、就労生活の定着に向けての取組を進めている。

## 柱2 ネットワークの充実による保健医療・福祉サービスの利用の促進

### ○ 矯正施設における社会福祉士，精神保健福祉士の配置

法務省は，矯正施設において，犯罪をした者等について，福祉サービスのニーズを早期に把握し，円滑に福祉サービスを利用できるようにするため，社会福祉士又は精神保健福祉士を非常勤職員として配置するとともに，福祉専門官（社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する常勤職員）の配置を進めている。

### ○ 刑事施設における社会復帰支援指導プログラムの実施

法務省は，刑事施設において，高齢者又は障害のある受刑者の円滑な社会復帰を図るため，社会復帰支援指導プログラムを実施している。社会復帰支援指導プログラムでは刑事施設の職員による指導のほか，民間の専門家を指導者として招へいするなど，関係機関等の協力を得て，基本的動作能力や体力の維持・向上のための健康運動指導や各種福祉制度に関する基礎的知識の習得を図るための指導を行っている。

### ○ 地域生活定着支援センターにおける特別調整の実施

法務省及び厚生労働省は，受刑者等のうち，適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が，福祉サービスを円滑に利用できるようにするため，矯正施設，保護観察所，地域生活定着支援センター及び地域の福祉等の関係機関等が連携・協働しつつ，矯正施設入所中から必要な調整を行い，出所後の支援につなげる特別調整の取組を実施している。また，同センターでは，地域の支援ネットワークの構築の推進を強化するなど，更なる連携機能の充実強化を図っている。

### ○ 指定更生保護施設における特別処遇の実施

法務省は，一部の更生保護施設を指定更生保護施設に指定し，社会福祉士，精神保健福祉士，介護福祉士の専門資格等を有する職員を1施設に1～2名配置して，高齢や障害の特性に配慮しつつ，社会生活に適応するための指導や退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整等の特別処遇を実施している。

### ○ 刑事施設における特別改善指導（薬物依存離脱指導）の実施

刑事施設では，薬物依存がある受刑者に対して，特別改善指導として，刑事施設の職員や民間自助グループが指導者となり，薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で，断薬への動機付けを図り，再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに，社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させることを目的にした薬物依存離脱指導を行っている。

○ 保護観察所における薬物再乱用防止プログラムの実施

保護観察所では、覚せい剤の使用等の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対して、薬物再乱用防止のための教育課程と簡易薬物検出検査を併せた薬物再乱用防止プログラムを実施している。また、同プログラムの実施に当たり、医療機関や自助グループ等の協力を得ているほか、保護観察終了後に対象者がそれらの機関や団体が行うプログラムにつながれるよう取り組んでいる。

○ 矯正施設・保護観察所における薬物指導体制の整備

矯正施設及び保護観察所では、施設内処遇と社会内処遇の連携強化のため、矯正施設職員及び保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施している。さらに、一部の保護観察所では、薬物依存に関する専門的な処遇を集中して行い、処遇効果の充実強化を図ることを目的とした薬物処遇ユニットを設置し、薬物事犯者に係る指導・支援体制の充実を図っている。

○ 薬物処遇重点実施更生保護施設における専門的処遇の実施

法務省は、一部の更生保護施設を薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門的資格を持った専門スタッフを中心に、薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施している。

### 柱3 非行の未然防止, 犯罪等をした少年への継続した学びの支援

#### ○ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の実施

法務省及び文部科学省は、刑事施設在院者及び少年院在院者の改善更生と円滑な社会復帰を促す手段の一つとして、刑事施設及び少年院で高等学校卒業程度認定試験を実施している。

#### ○ 少年院における修学支援の実施

少年院では、少年院出院後に中学校への復学が見込まれる者や高等学校等への復学・進学を希望している者を修学支援対象者として選定し、重点的に修学に向けた支援を行っている。内容としては、修学支援ハンドブック等を活用して、出院後の学びについて動機付けを図っているほか、少年院で実施した修学に向けた支援に関する情報を保護観察所等と共有することで、出院後も本人の状況等に応じた学びが継続できるよう取り組んでいる。

#### ○ 少年鑑別所における地域援助の実施

少年鑑別所では、非行・犯罪問題の専門機関として、問題行動への対応を中心とした支援を行っている。その中で、発達上の課題を有する児童生徒の学校適応に関する相談や進路相談等も受けており、必要に応じて知能検査や性格検査、職業適性検査のほか、暴力や性的な問題行動等に係るワークブック等を用いた心理的支援なども行っている。

#### ○ 保護観察所におけるBBS会や保護司等と連携した学習支援の実施

保護観察所では、保護観察対象者に対し、BBS会や保護司等の民間ボランティアと連携し、BBS会による「ともだち活動」の中で学習支援を行ったり、保護司が学習相談や進路に関する助言を行ったりしている。また、対象少年に対して地方公共団体における学習相談・学習支援の取組の利用を促すことで、地域における居場所の確保に努め、対象少年の状況に応じた学びが継続されるように支援を行っている。

#### 柱4 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な支援の実施

##### ○ 矯正施設及び保護観察所における性犯罪者等に対する専門的処遇の実施

刑事施設では、特別改善指導として、性犯罪者に対して、自己の問題性を認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を習得させる性犯罪再犯防止指導を実施しており、少年院では、特定生活指導として、性的な動機により非行した在院者に対する性非行防止指導を実施している。また、保護観察所では、性犯罪を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、性犯罪処遇プログラムを実施している。

##### ○ 刑事施設及び保護観察所における暴力団からの離脱に向けた指導等の実施

刑事施設では、特別改善指導として、暴力団離脱指導を実施し、警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図っている。また、保護観察所では、警察、暴力追放運動推進センター及び矯正施設との連携を強化し、暴力団関係者の離脱の意志等の情報を把握・共有することで、充実した指導を行っている。

##### ○ 矯正施設及び更生保護施設における女性の抱える問題に応じた指導等の実施

女子刑事施設では、女子受刑者特有の問題に対処するため、看護師、助産師、介護福祉士など医療・福祉等の地域の専門家の協力・支援を得て、女子受刑者に対する助言・指導や職員に対する研修等を行っている。また、一般改善指導の枠組みの中で、①窃盗防止指導、②自己理解促進指導（関係性重視プログラム）、③自立支援指導、④高齢者指導、⑤家族関係講座の5種類のプログラムを実施している。さらに、女子少年院では、在院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムを実施している。また、女性を受け入れる更生保護施設の体制強化により、地域社会の中でも女性の特性に応じた指導・支援の充実を図っている。

##### ○ 少年院及び保護観察所における発達上の課題を有する犯罪等をした人に対する指導等の実施

少年院では、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たって、非行や問題行動が起きるプロセスの理解の重要性等を示した「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を活用するなど、その充実に努めている。また、保護観察所では、発達上の課題を有する保護観察対象者について、必要に応じて、児童相談所や発達障害者支援センター等と連携するなどして、個別の課題や特性に応じた指導等を実施している。

## 柱5 民間協力者の活動との更なる連携，広報・啓発活動の推進による地域社会への理解促進

### ○ 法務省における民間ボランティアの活動に関する広報の充実

法務省は、「社会を明るくする運動」の広報・啓発行事，ツイッター等のソーシャルネットワークサービスを通じた更生保護ボランティア活動の紹介や啓発資料の作成・配布によって，更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っている。

### ○ 法務省における更生保護サポートセンターの設置の推進

法務省は，更生保護ボランティアの活動拠点である更生保護サポートセンターの整備を進めており，保護司会を始めとする更生保護関係団体と，地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し，更生保護活動を充実強化することを図っている。

### ○ 更生保護施設における地域拠点機能の強化

法務省は，更生保護施設に対し更生保護施設退所者等への生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を委託する「フォローアップ事業」により，刑務所出所者等が地域社会に定着できるよう継続的な支援を行っている。また，今後の更生保護施設（更生保護事業）の在り方についての検討を行っている。

### ○ 法務省における民間資金調達に関する実践マニュアルの作成による民間協力者の活動基盤の強化

法務省は，不特定多数の人々からインターネット経由で必要な資金や協力を調達するクラウドファンディングを活用した民間資金調達に関する実践研究を行っており，この結果を踏まえて実践マニュアルを作成することで，更生保護関係団体による効果的な民間資金の活用，更には更生保護や再犯防止の取組に対する国民の理解促進を図っている。

### ○ 法務省における再犯防止啓発月間（7月）の展開

法務省は，再犯防止啓発月間である7月に，集中的かつ広範囲にわたり，積極的な広報・啓発活動を展開している。再犯防止シンポジウムは，そのメインイベントとして位置付けられ，国民に広く犯罪をした者等の再犯防止についての関心と理解を深める機会となっている。

また，大阪高等検察庁，大阪矯正管区，近畿地方更生保護委員会及び大阪法務局は，「法務省近畿ブロック再犯防止実務担当者協議会」を実施し，法務省の地方機関と地方公共団体との情報共有を図るとともに，連携を強化している。

○ 「社会を明るくする運動」による広報啓発等の実施

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動であり、再犯防止啓発月間である7月は、本運動の協調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての内閣総理大臣メッセージや、ポスター等の広報啓発資材を活用し、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、国民に対して広く広報啓発を行っている。

○ 法務省の人権擁護機関における各種啓発活動の実施

法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別をなくし、社会復帰に資するよう、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

○ 内閣官房及び法務省による民間協力者に対する表彰

内閣官房及び法務省は、「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」において、再犯の防止等に関する活動も表彰の対象としており、再犯防止の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を内閣総理大臣が顕彰する表彰制度を実施している。